

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

## ○議事日程

令和2年9月8日（火曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (7) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

## ○出席委員（19名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	5番 野田 卓志 君	6番 伊藤 均 君
7番 吉田 和子 君	8番 玉田 和久 君	9番 山田 タツエ 君
10番 八代 治郎 君	11番 足立 昌人 君	12番 青山 雅紀 君
13番 永田 千春 君	14番 西田 耕三 君	15番 西部 徹 君
16番 長尾 始 君	17番 野村 茂 君	18番 日置 香 君
19番 田下 喜代 君		

## ○欠席委員（0名）

## ○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	長屋 隆司 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局係長	小森 康司 君	洞戸事務所主任主査	李 浩基 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）定刻となりましたので、農業委員会を始めさせていただきます。  
○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。本日は委員さん全員出席と言う事ですので、ご報告をさせていただきます。

○会長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、全員の出席をいただいておりますので、総会は成立しています。

○会長（野村茂君）次に、議事録署名委員の指名を行います。

○会長（野村茂君）5番 野田委員、6番 伊藤委員のお二人をお願いします。

○会長（野村茂君）これより議案の審議に入ります。まず始めに報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、3条賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。議案は1ページになります。

1番の案件 届出地は小屋名地区の田、2筆1, 733㎡。賃借人は亀山美和です。合意解約成立日は、令和2年8月12日です。

2番の案件 届出地は小屋名地区の田、1筆1, 052㎡。賃借人は亀山美和です。合意解約成立日は、令和2年7月10日です。

3番の案件 届出地は下有知地区の田、4筆4, 503㎡。賃借人は石木正二です。合意解約成立日は、令和2年8月20日です。

○事務局課長補佐（小石隆之君）以上、報告させていただきます。

○会長（野村茂君）報告第1号につきましては事務局の報告のとおりです。

○会長（野村茂君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は2ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。申請地は東海環状自動車道 関広見インターの南西600mほどに位置する農振農用地区域内の田、4筆1, 935㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は農業経営の規模拡大を図ると言うもの。譲渡人は仕事の関係で農地の管理が困難になったので譲り渡すものです。

2番の案件 位置図は2ページになります。申請地は赤土坂公民センターの北40mに位置する農振農用地区域外の田、2筆1, 052㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は農業規模拡大のため、申請地を譲り受けたいと言うもの。譲渡人は高齢で農地の管理が困難であるため、譲受人の要望に応えると言うものです。

3番の案件 議案は3ページ、位置図も3ページになります。申請地は上之保温泉ほほえみの湯の北東450mに位置する農振農用地区域内の登記地目、田。現況地目、畑、2筆736㎡。農振農用地区域外の登記地目、田。現況地目、畑、2筆74㎡。合計、4筆810㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は賃貸していた農地の贈与を受けると言うもの。譲渡人は賃貸していた農地について、贈与すると言うものです。

4番の案件 位置図は4ページからになります。申請地は武芸川民族資料館の南380mに位置する、農振農用地区域内の畑、247㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は農業規模の拡大をしたいと言うもの。譲渡人は高齢により管理が困難であるため、譲り渡すと言うものです。

○事務局課長補佐（小石隆之君）すべての案件について8月13日・14日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。以上、所有権の移転に関するもの4件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○会長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第1号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（ 挙手なし ）

○会長（野村茂君）補足説明も無いようですので、これより質疑を行います。議案第1号につい

て質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(野村茂君) 質疑もないようですので、これより採決します。議案1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手願います。

( 全員挙手 )

○会長(野村茂君) 全員挙手のため、議案第1号の4件を、許可することとします。

○会長(野村茂君) 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は4ページになります。

1番の案件 位置図は5ページになります。申請地は西田原公民館の南250mほどに位置する登記地目、田。現況地目、宅地503㎡。農地の区分は、農用地区域内の農地であるため、農振農用地です。転用の目的は、撰果場です。申請人は農業を営んでおり、農業の効率化、経営の拡張を図るため、撰果場を建築したいと言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、昭和52年頃から施設として利用しており、始末書が添付されています。申請地は農振農用地であるため、原則転用は不許可であります。農業用施設であるため、農地転用の制限の例外基準をみたくものと考えます。

2番の案件 位置図は6ページになります。申請地は新田公民センターの北西240mほどに位置する登記地目、田。現況地目、畑、2筆657㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。申請人は現在の住まいが手狭であるため、自己用住宅を新築したいと言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は7ページになります。申請地は赤土坂公民センターの西190mほどに位置する、田698㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、共同住宅です。申請人は申請地を相続したが継続しての耕作が難しく、営農面積を縮小して、申請地に共同住宅を建設したいと言うもの。8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 議案は5ページ、位置図は8ページになります。申請地はゆきあいふれあい公園の南1.5kmほどに位置する登記地目、田。現況地目、宅地105㎡。登記地目、畑。現況地目、宅地36㎡。合計、2筆141㎡。農地の区分は中山間地域等の未整備の小規模農地等の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅の作業所です。申請人は隣接地に住んでおり、申請地を個人の作業所として利用したいと言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、昭和45年頃から既に転用されており、始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は9ページになります。申請地は平区公民館の西100mほどに位置する登記地目、田。現況地目、宅地212㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅の庭です。申請人は寺の住職であり、寺の土地を借りて自己住宅を建築しており、申請地を庭として利用したいと言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、昭和61年から宅地として利用しており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 以上、5件について、ご審議をお願いします。

○会長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

( 挙手なし )

○会長(野村茂君) 無いようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある

方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(野村茂君) 質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

( 全員挙手 )

○会長(野村茂君) 全員挙手のため、議案第2号の5件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

○会長(野村茂君) 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○事務局課長補佐(小石隆之君) 農地法第5条の規定により下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。説明の前に議案の訂正をお願いします。6ページ一番下の2448番の施設等の欄ですが、農家住宅ではなく、土石等採取用地への訂正をお願いします。議案は6ページからになります。

1番の案件 議案は6ページから7ページ、位置図は10ページになります。申請地は富岡公民センターの南250mほどに位置する田、4筆8,900㎡。農地の区分は農振農用地です。転用の目的は、砂利採取の一時転用です。転用期間は18カ月です。賃借人は申請地を借り、砂利採取を行い、農地へ復元すると言うもの。賃貸人は、賃借人の要望に応えると言うものです。隣地承諾書が添付されています。8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認をしています。申請地は農振農用地であるため、原則不許可でありますが一時的転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

2番の案件 位置図は11ページになります。申請地は岐阜医療科学大学の西230mほどに位置する登記地目、田。現況地目、畑114㎡。登記地目、山林。現況地目、畑7.69㎡。合計、2筆121.69㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は現在アパート住まいのため、自己住宅を建築すると言うもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は12ページになります。申請地は天神公民センターの南東150mほどに位置する田、534㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、自動車販売業駐車場です。賃借人は近隣で自動車販売業を営んでいるが、販売自動車の保管用駐車場が必要であり、申請地を転用したいと言うもの。賃貸人は、賃借人の要望に応えると言うものです。隣地承諾書が添付されています。8月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 議案は8ページ、位置図は13ページになります。申請地は、大杉公民館の西100mほどに位置する畑、753㎡の内307.45㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在の住まいが手狭であることから、申請地を購入して自己住宅を建築したいと言うもの。譲渡人は、相続として取得したが周辺が宅地化してきたことから、農地の維持管理が困難となってきたため、譲り渡すと言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有と確認しています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は下志津野集会所の南180mほどに位置する畑、99㎡。田、3筆461㎡。合計、4筆560㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、刃物製造業工場及び駐車場です。譲受人は、刃物製造業を営んでおり業務拡張を考えており、現在の工場敷地では手狭であるため、申請地を譲り受け、新たな工場を建築したいと言うもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有り

と確認しています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 議案は9ページ、位置図は15ページになります。申請地は、富野小学校の南120mほどに位置する畑、3筆657㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。賃借人は学校法人であり、売電して得た収入を学校経営の経費にあてるため、太陽光発電施設を設置したいと言うもの。賃貸人は農地の管理が困難となってきたため、賃借人の要望に応えると言うものです。この案件につきましては土木水利委員から、転用することに対しての意見が出されており、転用事業者から回答書を提出させています。8月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は16ページになります。申請地は富野中学校の南150mほどに位置する田、3筆693㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、機械装置製造業工場及び資材置場です。使用借人は機械装置を製造する会社であり、事業を拡大するため工場及び資材置場として利用したいと言うもの。使用貸人は農地の管理が難しくなってきたところ、自分が経営する会社の事業拡大の計画があり、申請地を貸すと言うものです。8月14日に現地確認をしたところ、田で農地性あり確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 議案は9ページから10ページ、位置図は17ページになります。申請地は東本郷公民センターの東210mほどに位置する登記地目、宅地。現況地目、畑、2筆362.82㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は自己用住宅を建築する計画をしており、所有者との間で話がまとまったため、自己住宅を建築すると言うもの。譲渡人は農地の維持管理に困っており、土地の処分をすると言うものです。8月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性あり確認しております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は18ページになります。申請地は、関警察署の東150mほどに位置する畑396㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、飲食業駐車場です。譲受人は飲食業を営んでいるが、既存の駐車場は手狭であるため、駐車場を増やしたいと言うもの。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。8月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性あり確認しております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。この案件につきましては、事変1番の案件と同時許可案件となります。

10番の案件 位置図は19ページになります。申請地は下有知保育園の東200mほどに位置する 登記地目、山林。現況地目、畑2, 748㎡の内580㎡。農地の区分は、水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は独立して家を持ちたいと考え、申請地に自己住宅を建築すると言うもの。譲渡人は高齢により農地の管理が難しいことから、譲受人の要望に応えると言うものです。8月14日現地日に確認をしたところ、畑で農地性あり確認しております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 議案は11ページ、位置図は20ページになります。申請地は、赤土坂公民センターの北360mほどに位置する登記地目、田。現況地目、畑、2筆969㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地付近は生活条件もよく需要が見込まれることから、宅地分譲したいと言うもの。譲渡人は耕作することが困難であり、譲受人の要望に応えると言うものです。隣地承諾書が添付されています。8月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。事変2番の案件と同時許可案件となります。

12番の案件 議案は11ページから12ページ、位置図は21ページになります。申請地は赤土坂公民センターの西隣りに位置する田、4筆2, 631㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地

域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、ドラッグストアです。賃借人は県道沿いであり交通量もあることから、ドラッグストアを建築したいと言うもの。賃貸人は高齢で農地の管理ができないことから、賃借人の要望に応えると言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。この案件につきましては、都市計画法第29条第1項の開発許可が必要であります。13番の案件と同時許可案件となります。

13番の案件 位置図は22ページになります。申請地は赤土坂公民センターの西隣りに位置する田、593㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸駐車場です。譲受人は申請地を取得後、駐車場として整備し貸駐車場として転用すると言うもの。譲渡人は譲受人の要望に応えるものです。8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。この案件につきましても12番と同様、都市計画法第29条第1項の開発許可が必要であります。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。これにつきましては12番の案件と同時許可案件となります。

14番の案件 位置図は23ページになります。申請地は岐阜県魚苗センターの北80mほどに位置する田、2,766㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、飲料水製造業駐車場です。譲受人は事業経営の拡大により、工場を建設したことから駐車場不足となり、申請地を従業員駐車場として利用したいと言うもの。譲渡人は多忙であり、農地として適切に管理をすることができないため、譲受人の要望に応えると言うものです。隣地承諾書が添付されています。8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

15番の案件 議案は13ページ、位置図は24ページになります。申請地は側島公民館の東290mほどに位置する田、312㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農用地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は家族が増えたこと、又、両親の近くに住宅を建てたいと言う考えから、親に土地を借り自己住宅を建築したいと言うもの。使用貸人は子のために、土地を貸すと言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。集落に接続して設置される近隣に居住するものの生活に必要な施設であることから、農地転用の制限の例外基準をみたくもと考えます。

16番の案件 位置図は25ページになります。申請地は山田公民センターの南250mほどに位置する田、450㎡。農地の区分は、特定土地改良事業等(面整備)施工区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、貸住宅で、農家住宅です。譲受人は子が賃貸住宅に住んでおり、家族が増え手狭になったことから、農業の後継者でもある子が住むための住宅を建築すると言うもの。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。農業者の後継者のための住宅を建築すると言う目的であるため、農地転用の制限の例外基準をみたくもと考えます。

17番の案件 位置図は26ページになります。申請地は百年公園の南ゲートの西100mほどに位置する畑、112㎡。農地の区分は、水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つの医療施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は現在、申請地の隣地で親と同居しているが、自己住宅を建築するためには、既存の宅地では狭いため、申請地を譲受け一体利用地として、自己住宅を建築すると言うもの。譲渡人は営農が困難であるため、譲受人の申し出に応えると言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

18番の案件 議案は18ページ、位置図は27ページになります。申請地は武儀やまゆり保育園の北東460mほどに位置する登記地目、田。現況地目、雑種地、4筆1,541㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判

断します。転用の目的は、土木工事業資材置場です。使用借人は、土木工事業を請け負う会社であり、申請地を資材置場として利用したいと言うもの。使用貸人は、自分が経営する会社へ土地を貸すと言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、昭和62年頃から雑種地となっているため、始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

19番の案件 位置図は28ページになります。申請地は上之保温泉ほほえみの湯の北東500mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、雑種地268㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅・駐車場・倉庫です。譲受人は日常生活で倉庫及び駐車場が必要であるため、申請地を転用したいと言うもの。譲渡人は家業が忙しく農地としての管理ができないため、譲受人の要望に応えると言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、平成30年に申請地を造成しており、始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

20番の案件 議案は15ページ、位置図は29ページになります。申請地は、上之保温泉ほほえみの湯の北300mほどに位置する登記地目、田。現況地目、宅地119㎡。農地の区分は中山間地域等の未整備である農地のため、第2種農地と判断します。譲受人は贈与を受け、隣接する土地と一体利用をして、住宅敷地を拡張すると言うもの。譲渡人は高齢のため農地として管理ができないため、贈与するものである。8月13日に現地確認をしたところ、昭和48年頃に宅地として利用しており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

21番の案件 位置図は30ページになります。申請地は、尾倉集会場の西250mほどに位置する畑、896㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は申請地に太陽光発電施設を設置し、売電による収入を得ると言うもの。譲渡人は農地の保安全管理ができないため、譲り渡すと言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

22番の案件 議案は22ページから23ページ、位置図は31ページになります。申請地は関市役所武芸川事務所の南南東300mほどに位置する 登記地目、宅地。現況地目、畑、2筆400.24㎡。農地の区分は武芸川事務所から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅・駐車場・庭です。譲受人は隣接地に住んでいるが、自家用車の駐車場を利用するのに困難であること、また、庭も無いことから、住宅敷地を拡張したいと言うもの。譲渡人は高齢で遠方に住んでおり農地の管理ができないため、譲り渡すと言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

23番の案件 位置図は32ページになります。申請地は博愛小学校の北西260mほどに位置する田、4筆224.7㎡。畑、2筆7.33㎡。合計、6筆232.03㎡。農地の区分は水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に1つの医療施設、1つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、ドッグパークです。賃借人は申請地を犬が運動できるような場所をつくり、喫茶店を併設したいと言うもの。賃借人は農地の維持管理が困難であるため、申請地を貸すと言うものです。8月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。24番の案件と同時許可案件となります。

24番の案件 議案は24ページ、位置図は33ページになります。申請地は博愛小学校の北西260mほどに位置する田、4筆475㎡。畑、2筆57㎡。合計、6筆532㎡。農地の区分は水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に1つの医療施設、1つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、ドッグパークです。譲受人、譲渡人の理由はそれぞれ23番の案件、賃借人、賃借人の理由と同じであります。8月13日に現地確認を

したところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）以上、所有権移転に関するもの18件、使用貸借権設定に関するもの3件、賃貸借件設定に関するもの3件。合計24件につきましてご審議をお願いいたします。

○会長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（ 挙手なし ）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第3号について質疑のある方はございませんか。

○議長（野村茂君）1番安田委員。

○1番（安田美雄君）13ページの16号案件について事務局にお聞きしたいと思います。先ほど説明では後継者に対して、農家住宅を建てると言う事でしたが、その転用理由としては農家住宅を貸し付けると言う転用理由になっておりますが、このようなことが親子関係であってもこのような形を取らなければ、転用の許可が出ないと言う事でしょうか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）許可が出る、出ないという理由ですが、この申請者については土地も家も全て親が買って、子供に住ませる。普通ですとお金がかかるので土地はお父さん名義、家は子供名義でお金を借りて建てなさいと言う事であれば、農家住宅と言う転用目的になります。この場合については、先ほどお話ししたように、まるっきり全て親が家も建てる土地も買う、子供にタダで住みなさいと言う事ですので親が貸すという理由から、貸住宅となります。ただし、この方については農振除外の関係ですけれども、自分がこの子は自分の農業の後継者であると言う事で、例外規定を使っている理由であることから、農家住宅ではなくて、貸す住宅であるが後継者の住宅であると言う意味であります。

○議長（野村茂君）安田委員、よろしいでしょうか。

○1番（安田美雄君）はい。

○議長（野村茂君）ほかに質疑はありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（ 全員挙手 ）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第3号の24件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

○議長（野村茂君）次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は18ページになります。

1番の案件 位置図は34ページになります。申請地は関警察署の東150mほどに位置する畑396㎡。変更内容は、事業計画者と転用目的の変更です。当初事業計画者は、昭和47年9月28日に5条許可を受けて、住宅を建築する目的で許可を得たが、他に利便性が高い土地を見つけたため、計画が中止となった。そこで、当初計画者から土地を譲り受け、経営する飲食店の駐車場所としたいと言うものです。

2番の案件 位置図は35ページになります。申請地は赤土坂公民センターの北360mほどに位置する登記地目、田。現況地目、畑、2筆969㎡。変更内容は、事業計画者と転用目的の変更です。当初事業計画者は、平成3年11月25日に5条許可を受けて、乾物干場及び梱包資材置場として許可を得たが、事業をやめてしまい、計画がとん挫していた。そこで不動産業を営んでいる承継者が譲受け、宅地分譲をしたいと言うものです。

○事務局課長補佐（小石隆之君）以上、2件について、審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。



( 挙手なし )

○会長(野村茂君) 無いようですので、これより質疑を行います。議案第4号について質疑のある方はございませんか。

( 「なし」の声あり )

○会長(野村茂君) 質疑もないようですので、これより採決します。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

( 全員挙手 )

○会長(野村茂君) 全員挙手のため、議案第4号の2件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

○会長(野村茂君) 次に、議案第5号 農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は19ページから20ページになります。

使用貸借権設定に関するものについて新規、山林2筆。雑種地2筆。田6筆。畑6筆で、合計16筆48,097㎡。賃貸借権設定に関するものについて新規、畑、1筆2,200㎡です。地区は肥田瀬、下有知、洞戸大野の3地区です。権利の設定を受ける者は、まこと工業株式会社他でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。議案第5号についてこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○議長(野村茂君) 5番野田委員。

○5番(野田卓志君) 山林や雑種地となっている所があるのですが、これを農地に変えて利用すると言う事でしょうか。

○事務局課長補佐(小石隆之君) これにつきましては私も疑問がありまして、本来、地目が例えば田んぼや畑について、こう言った促進法の承認をするのではないかと申したのですが、農林課の担当の見解としては、あくまでも現況主義で、この部分が農地と言う事で、その農地、現況主義であるから、そこの営農計画書を出してもらって承認を取る。これを仮に出したところで、地目は変わりません。ただ、賃貸借の承認をただ受けると言うもので、ややこしいのですけれども、結局、実質は現況では農業。ここはハウスだったと思うのですが、ハウスで一応、農業をやっている会社で、農地法の許可では現況主義で、例えば、山林で畑の所でも、農地法の許可を取らなければいけないではないですか。農地法で言えば、実際は宅地なのに、田や畑であったりとか、宅地だからいいのかと言えばそうではなくて、上で畑をやっているれば絶対に許可を取らなければいけないと言うのとちょっと似たような所があるみたいで、実際、底地はあまり関係ないと言う回答です。少し違和感があるので。

○5番(野田卓志君) 結局、地目としては山林や雑種地だけれども、現況としてはもう農地になっているからこの許可を取らなければいけないと言うことですか。

○事務局課長補佐(小石隆之君) そう言う事です。ここの承認を取らないと。

○5番(野田卓志君) それは、農業委員会で農地じゃないものに対して、承認をすると言う事に、違和感を感じていて、無断転用と言う言い方が正しいのかわからないのですけれども、無断転用みたいな形になるのではないのでしょうか。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 農地法上は逆の場合は法律上、引っかけられないです。ようするに、へんな言い方ですけども、宅地に自分で家庭菜園ではないですが、畑をやった場合は農業委員会の許可はいらぬのです。逆に、下が宅地であって、現況が畑だった場合はいくら宅地でも農地法上の許可が絡むと言う事です。これは今までにもよくあることで、私が説明する時に、登記地目、宅地。現況地目、畑。と言うのは、実際そこが宅地であれば、宅地で畑も何もやってなければ、農業委員会に掛らない。農地法上は現況主義なので、いくら底地が山であっても、雑種地であっても上で極端な事を言うと、野菜をドーンと作っていたらそこを、今度野菜を作るのをやめて、自分の

家を作ろう、と言う場合には勝手に出来ないと言う事で、逆は許可がいない。変な話なのですけれども。今回の場合は底地が実際、山林と雑種地。これは地目なので、あくまでも想像ですけれども、安田委員が言われたようにハウレンソウをやっている以前はどれくらい前か分からないですけれども多分、山か何かの所を、木を切って慣らして、現況は今ハウレンソウを作っていると言う、現況が農地なので、こう言ったものについて、まこと工業が土地を集積して、農業を進めていると言う事で承認をお願いしたいと言う内容になっています。

○5番（野田卓志君）あくまでも利用が農地として利用に限ると言う事ですか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）もちろんそうです。

○議長（野村茂君）野田委員よろしいでしょうか。

○5番（野田卓志君）はい。ありがとうございました。

○議長（野村茂君）台帳上は山林や雑種地の地目である。現況は農地であると言う説明なのですが、よろしいでしょうか。

○議長（野村茂君）他に質疑はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

○議長（野村茂君）長時間に渡りご審議いただきましてありがとうございました。本日も審議いただきました議案はすべて終了いたしました。以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

午前11時27分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_ 印

5番

\_\_\_\_\_ 印

6番

\_\_\_\_\_ 印